

12月は滞納整理強化月間

見逃しません 税金・保険料の滞納

県、市内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は、一丸となり、差し押さえを中心とした滞納整理活動を強化します。また、本年度から中予地方局と相互連携し、より積極的な滞納処分に取り組んでいきます。

差押えまでの流れ

税金・保険料を滞納することは、納期限までに納付している町民の皆さんとの公平性を欠くことになり、町民サービスに支障を来すこととなります。

町では、催告に応じなかった場合は、公平性を保つため、滞納処分(差し押さえ)を執行します。

平成27年度 町での差し押さえ件数(税金・保険料)

預貯金	55件
保険	39件
給与・年金	34件
その他(不動産など)	25件
合計	153件

①滞納発生



②督促状の送付



③催告書の送付



④財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。



⑤財産差し押さえ

差押えた財産は

町で公売(売却)することがあります。差し押えた車を売却する場合の流れは、次の通りです。

- ①差し押さえ(タイヤロック)・搬出(レッカー)。
- ②インターネットオークションに出品。
- ③入札・最高価申込者決定。
- ④買受代金の納付・車を買受人に渡す。
- ⑤レッカー代・公売費用に充てた後、税金・保険料に充てる。



差し押さえの一例(タイヤロック)

滞納を放置しないために

●納付に関する相談はお早めに

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに相談してください。

●税金・保険料などの支払いは、便利な口座振替で納め忘れを心配せず確実に納付できます。詳しくはお問い合わせください。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109 (税金のこと)
☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227 (保険料のこと)